

公共工事の入札・契約における 総合評価落札方式の実施状況 及びH25年度の実施方針について

平成25年6月21日



国土交通省 関東地方整備局
企画部 技術調査課 高橋 岩夫

関東地方整備局の入札・契約における 総合評価落札方式の実施状況

① 入札・契約方式別実施状況

- 平成18年度：一般競争入札は、2億円以上の工事及びすべての鋼橋上部・PC
- 平成19年度：一般競争入札は、1億円以上の工事及びすべての鋼橋上部・PC・水門設備工事
- 平成20～24年度：一般競争入札は、6千万円以上の工事及び全ての鋼橋上部・PC・水門設備工事
(6千万未満の工事についても積極的に一般競争入札を試行)
(港湾空港関係は5千万以上)
- 平成24年度：一般競争の割合は、99.5%とほぼ全件で実施(緊急随契を除くと99.9%)

(契約金額:百万円)

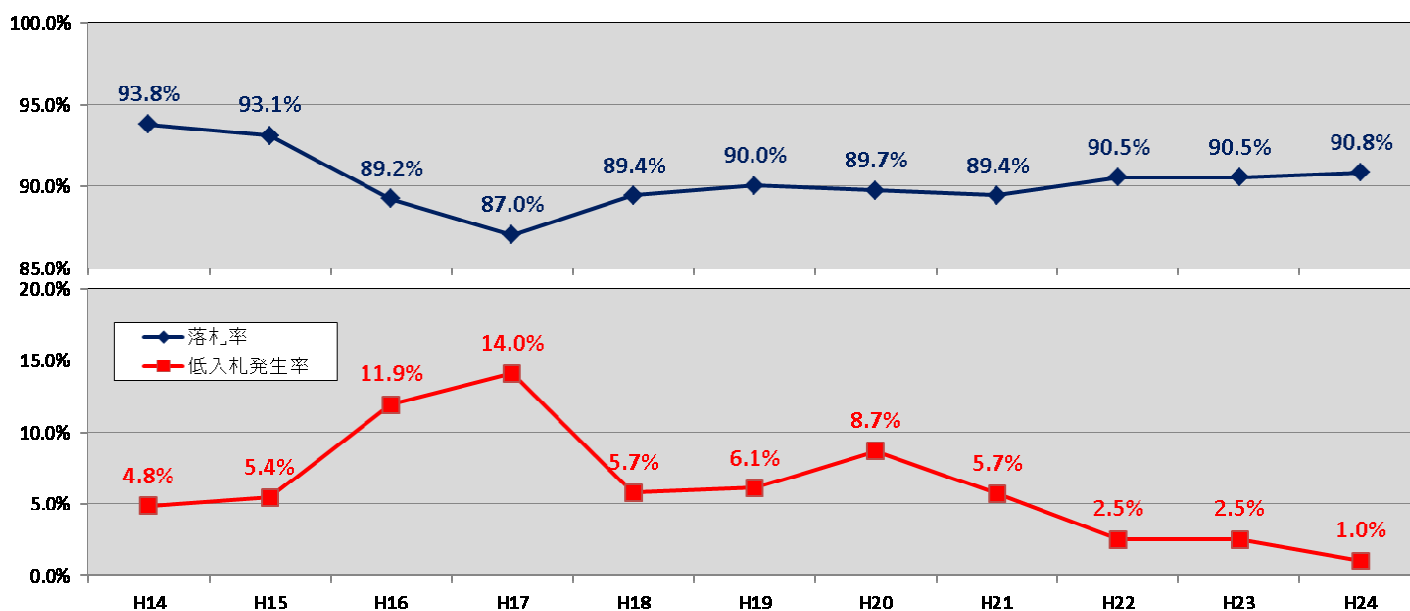
	H 2 2			H 2 3			H 2 4		
	件数	割合	契約金額	件数	割合	契約金額	件数	割合	契約金額
一般競争	1,376	96.9%	230,684	1,505	97.3%	332,445	1,394	99.5%	300,487
工事希望型	0	0.0%	0	1	0.1%	142	1	0.1%	165
指名競争	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0
随意契約	44	3.1%	1,027	40	2.6%	1,877	6	0.6%	177
合計	1,420	100.0%	231,711	1,546	100.0%	334,464	1,401	100.0%	300,829

※250万円以上の工事

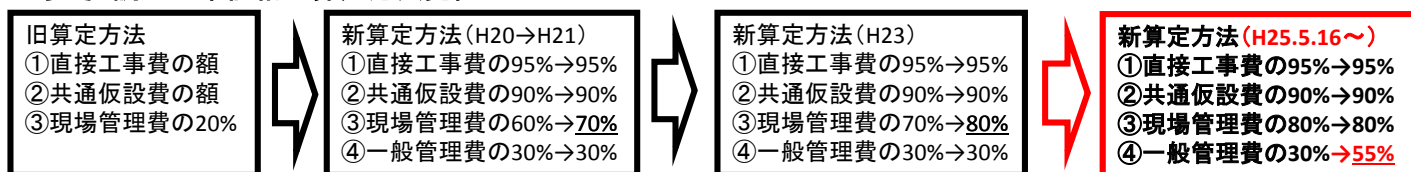
2

② 落札率、低入札発生状況

- 落札率は平成19年度以降、90.0%程度で推移
- 低入札発生率は1.0%と大幅に減少



参考：調査基準価格の算定方法見直し

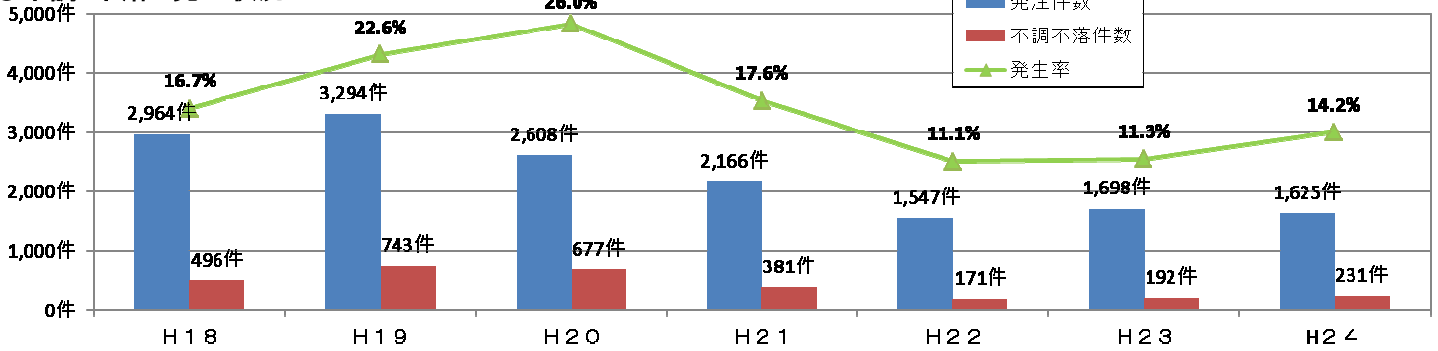


3

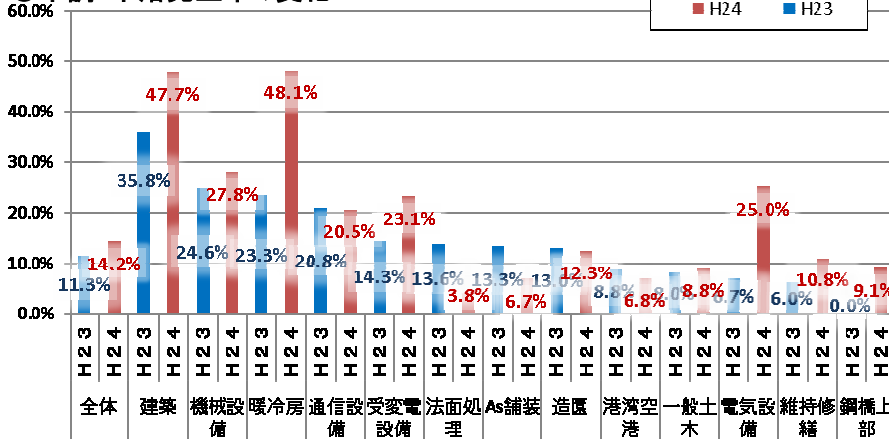
③ 不調・不落発生状況(経年推移)

- 不調・不落発生率は、H23と比べ上昇(H23 11.3% → H24 14.2%)
- 「法面処理」、「As舗装」等において改善
- 「建築」、「暖冷房」、「受変電設備」、「電気設備」等では、発生率が上昇

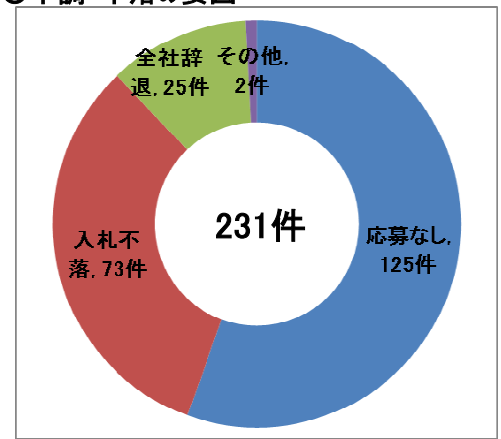
○不調・不落の発生状況



○不調・不落発生率の変化



○不調・不落の要因

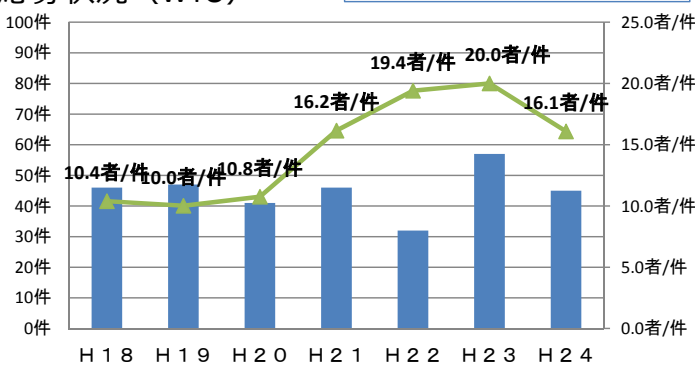


④ 応募状況

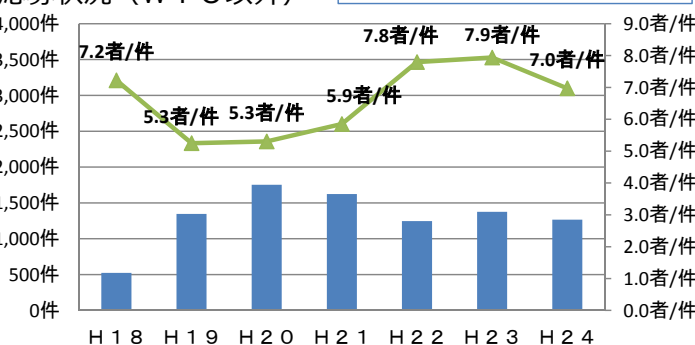
【応募者数】

- 一般競争(WTO)の入札参加者が年々増加(H23に比べ減少傾向)
- 工種別(WTO以外)では一般土木、鋼橋上部、PCの応募者が多く、機械設備や通信設備は応募者が少ない

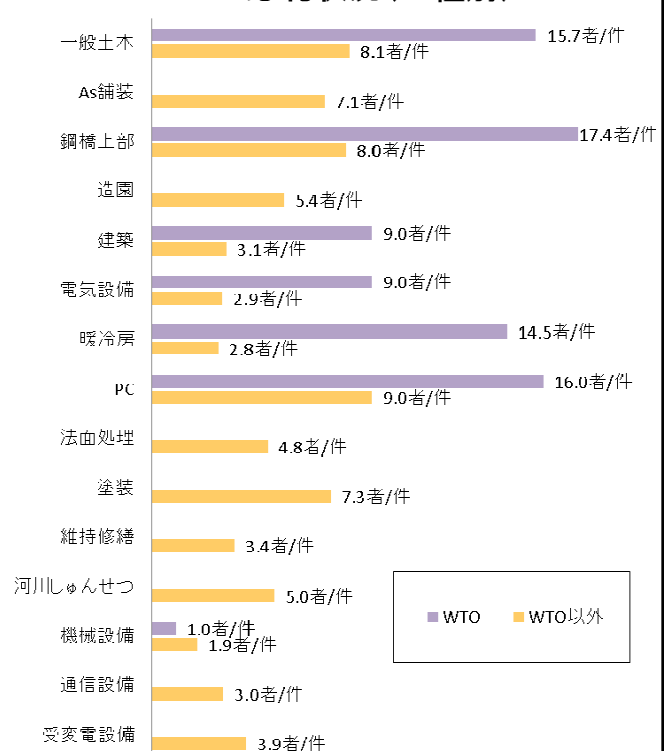
応募状況 (WTO)



応募状況 (WTO以外)



H24応募状況(工種別)

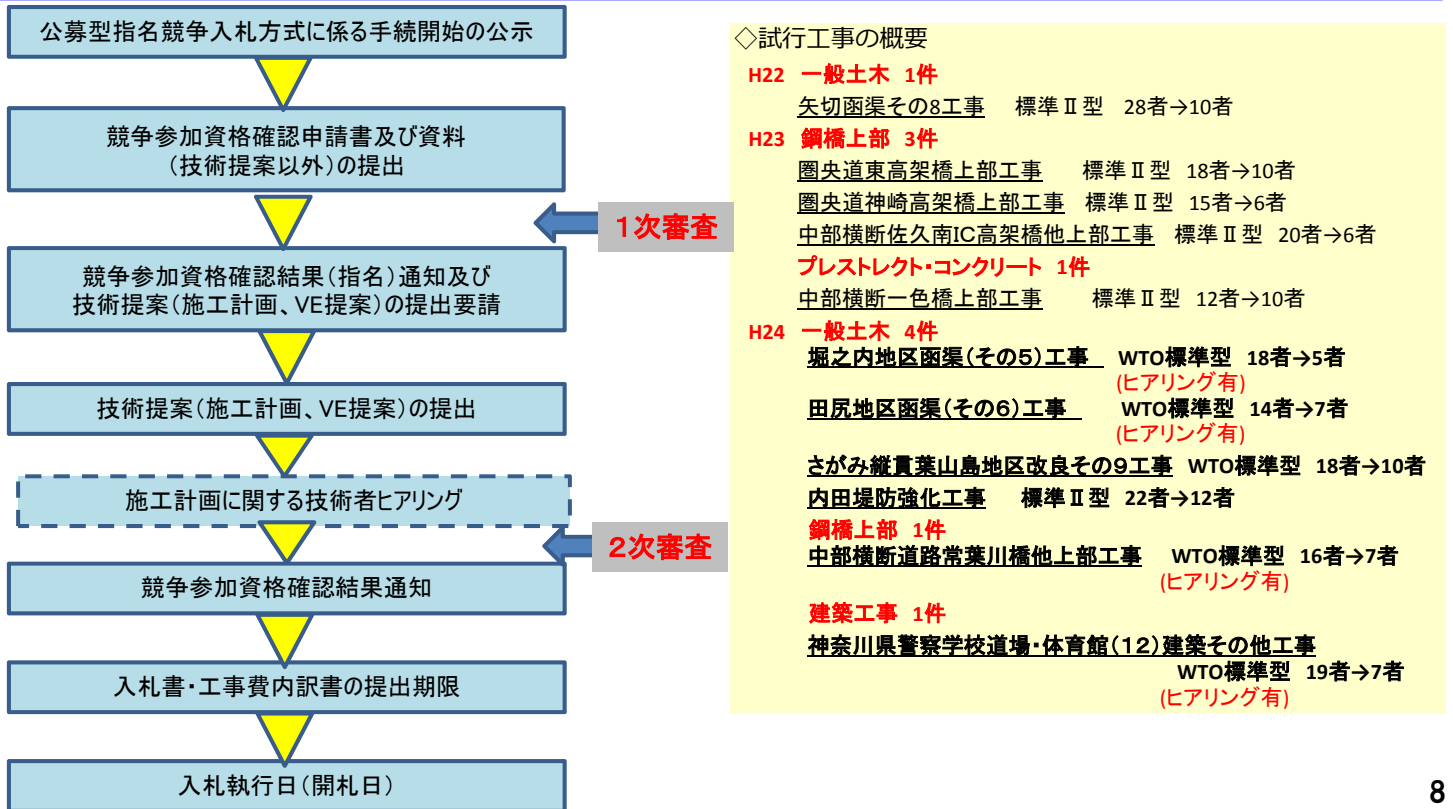


⑥ 多様な入札契約の試行状況

試行内容	試行の概要	H23年度 実施状況	H24年度 実施状況
段階選抜方式の試行 (平成22年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案に係る負担の軽減を図る観点から、総合評価方式における段階選抜を試行 ・対象は技術提案を求める案件(標準型)で、提案者が比較的多い案件 ・規模の大きい工事や工事難易度の高い工事等では技術者ヒアリングを実施 	4件	6件
維持工事等の複数 年契約 (平成21年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者の事務手続きの軽減、コスト縮減を目的に試行 ・契約期間は2～3年 	4件	8件
技術提案書の採否 の詳細な通知 (平成22年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価の透明性の確保を目的に試行 ・試行対象は本局契約の全工事及び事務所契約工事の一部(簡易型除く) 	161件 本 官: 125件 分任官: 36件	94件 本 官: 79件 分任官: 15件
ITを活用した「技術 提案書作成説明会」 の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者の技術提案書作成方法への理解を深め、資料作成に関する透明性を確保するため実施。 ・H22: テレビ会議システムを活用 ・H23: インターネットを活用 	1件	0件 (予定工事が発注取 り止めとなり未実施)
設計成果電子データ の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者側の技術提案書作成の情報収集に係る負担軽減等を目的に実施 ・ホームページからのダウンロード方式、または、CD-ROMを貸与する方式で試行 ・従来の来所等による閲覧も並行して実施 	5件	9件
海外の標準的な契 約等を参考にした発 注・契約の試行 (平成22年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省成長戦略に盛り込まれた、日本の建設企業の海外展開を支援するとともに、公共工事に関わる受・発注者の現場実態に合わせた発注・契約について検討するため、海外での標準的な契約等であるFID IC約款等を参考にした発注・契約の試行を実施 	継続(1件)	継続(1件)

⑦-1 段階選抜の試行

- 過去の実績から多数の入札参加者が想定される案件において、技術提案に係わる負担の軽減を図る観点から、総合評価方式における段階選抜方式を試行。
- H24年度は6件を試行(WTO対象で5件、分任官の規模に近い工事(一般土木B+Cランク)で1件を抽出し試行)
(WTO対象のうち4件で、施工計画に関する技術者ヒアリングを含めた試行を実施)



◇試行工事の概要

H22 一般土木 1件

矢切函渠その8工事 標準Ⅱ型 28者→10者

H23 鋼橋上部 3件

圏央道東高架橋上部工事 標準Ⅱ型 18者→10者

圏央道神崎高架橋上部工事 標準Ⅱ型 15者→6者

中部横断佐久南IC高架橋他上部工事 標準Ⅱ型 20者→6者

プレストレク・コンクリート 1件

中部横断一色橋上部工事 標準Ⅱ型 12者→10者

H24 一般土木 4件

堀之内地区函渠(その5)工事 WTO標準型 18者→5者
(ヒアリング有)

田尻地区函渠(その6)工事 WTO標準型 14者→7者
(ヒアリング有)

さがみ縦貫葉山島地区改良その9工事 WTO標準型 18者→10者

内田堤防強化工事 標準Ⅱ型 22者→12者

鋼橋上部 1件

中部横断道路常葉川橋他上部工事 WTO標準型 16者→7者
(ヒアリング有)

建築工事 1件

神奈川県警察学校道場・体育館(12)建築その他工事 WTO標準型 19者→7者
(ヒアリング有)

⑦-2 段階選抜方式における技術者ヒアリングの試行状況

H25.3.26

総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会 資料より抜粋

田尻地区函渠その6工事：WTO案件

〔ヒアリングの実施方法〕

ヒアリング方法	ヒアリング対象社	7社
	対象技術者	1名(配置予定監理技術者:複数の監理技術者候補で申請があった場合は、一次審査評価点の最低点者)
	審査の視点	技術者の専門技術力、当該工事の理解度、工事全般の施工計画
	審査官	5名(職員5名(総括技術検査官、技術検査官、発注担当課長、担当事務所副所長等))
	時間	45分/1者
点数化方法	●複数のヒアリング審査官が理解度・認識度合いに基づき採点し、その得点率を算出した上で1位に1.0を付与(ヒアリング係数=採点平均÷満点)→採点1位に1.0	

〔ヒアリング対象者の意見〕

- ヒアリング結果に基づき係数を細分化して付与しているが、審査官の理解度が非常に高く、かつ十分な時間を確保して技術的な内容に踏み込んだ質問がなされている。このような発注者側の体制で評価された結果であれば、ヒアリング係数に差が付けられても納得することはできる。
- 発注者側の5名の審査官に対して、配置予定技術者が1名のみで回答することとなり、個人に対する負担が大きい。
- 回答可能な技術者は、「配置予定技術者」のみでも良いが、社内への水平展開が円滑に行えるよう、何名かの技術者を同席させてほしい。

⑦-3 段階選抜の試行:競争参加者へのアンケート結果

【技術提案書作成の負担軽減に関して】

- ・ 6割が「技術提案書作成の負担軽減に有効と回答

【メリットについて】

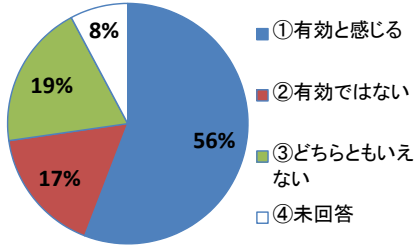
- ・ 約4割が「技術資料の作成費用や労力が削減される」と回答
- ・ また「技術者の運用を効率的に行える」との回答も約3割

【改善すべき点】

- ・ 1次審査の「工事実績、工事成績」に関して改善が必要との意見が多い
- ・ 2次審査の「技術者ヒアリング」に関して『ヒアリングへの出席者数』『ヒアリングの評価方法の明確化』など意見

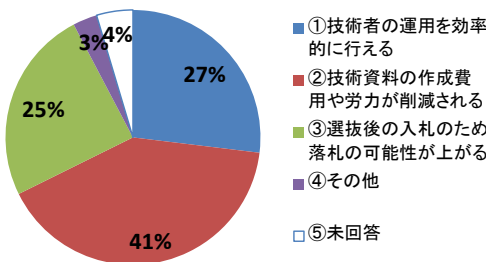
問:技術提案書作成の負担軽減に有効か

H24(回答数77)



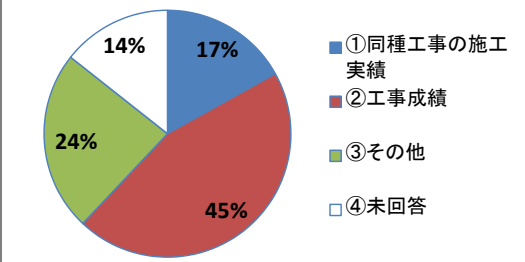
問:段階選抜のメリット

H24(回答数130)

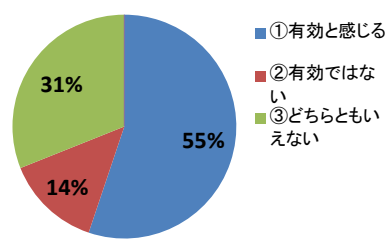


問:改善すべき内容

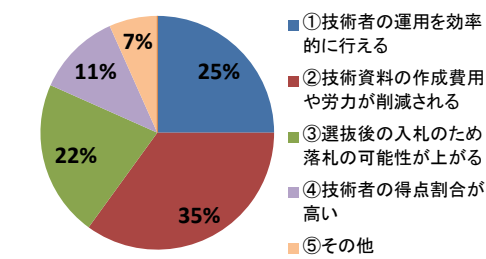
H24(回答数195)



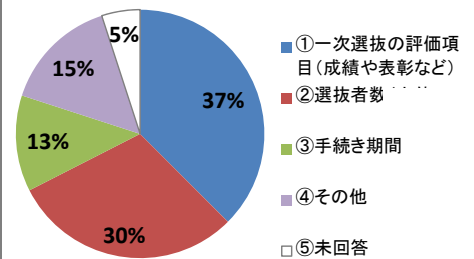
H23(回答数29)



H23(回答数:60)



H23(回答数40)



10

⑦-4 試行状況:WTO対象工事への試行拡大

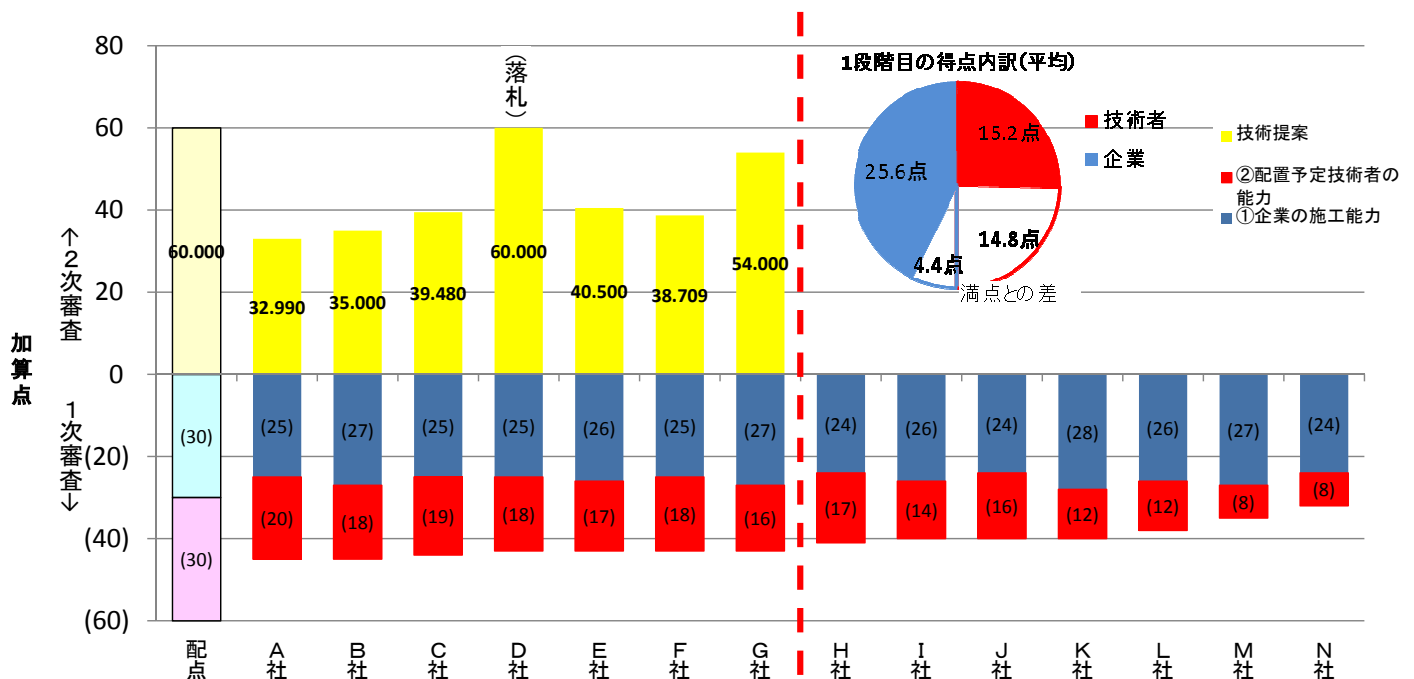
田尻地区函渠(その6)工事

○H24年度試行工事

○工種:一般土木(WTO) 総合評価タイプ:技術提案S型

○1次審査:施工計画以外の評価で、上位7者に絞り込み(14者→7者) ※外国籍企業の参入なし

○2次審査:技術提案(VE提案、施工計画)による評価、施工計画については技術者ヒアリングを実施



11

⑧ 総合評価形式の試行

評価形式	試行の概要	H23年度 実施状況	H24年度 実施状況
総合評価落札方式 (二極化)の試行 (H24年度～)	・総合評価落札方式形式を、施工能力を評価する「施工能力評価型」と施工能力に加え、技術提案を求めて評価する「技術提案評価型」の二区分とした新しい総合評価方式の試行	—	126件
地域密着工事型 (H20年度～)	・地域密着工事型は、地域に根ざし住民に信頼が置かれていることが、円滑な工事、良質な施工につながると考え、地域精通度・地域貢献度を重視し評価点のウェイトを高くする型式である。 ・対象工事：小規模で工事難易度が低く、確実な施工の確保が容易な工事で、かつ地域に密着した工事。	614件	649件
地元企業活用品 (H21年度～)	・地域貢献度(地元下請け企業活用及び地元資材活用)を重視し評価点のウェイトを高くする型式 ・対象工事：一般土木Aランク、Bランクの工事(WTO工事は除く)	3件	1件
工事実績重視型 (H20年度二次補正～)	・災害復旧や補正対応等で早期発注が必要な場合において、簡易な施工計画を求めない『工事実績重視型』を適用することができる。 ・対象工事：簡易型を適用する工事のうち、比較的小規模で施工計画の工夫の余地が少なく、これまでに施工した同種・類似工事の実績で施工の確実性を十分評価出来る工事	153件	94件
特定専門工事審査型 Aタイプ 技術提案審査型 (H20年度～)	・特定専門工事(法面処理工、杭基礎工又は地盤改良工のいずれかを含む専門工事をいう。)が工事全体に占める重要度の高い工事において試行することとする。	3件	1件
特定専門工事審査型 Bタイプ 基幹技能者評価型 (H22年度～)	・現場従事技術者(元請けの主任又は監理技術者を除く)が登録基幹技能者の認定を有している場合において、現場従事技術者の技術力に評価点を設け、企業の施工能力の評価点ウェイトを高くする総合評価方式を試行する。 ・WTO工事は除く	2件	3件

12

⑨-1 総合評価方式(二極化)の試行

- 試行: 2極化の契約件数は**126件**
 - 技術提案評価型は**13件試行**
 - ・S型(WTO): 10件
 - ・S型(WTO以外): 3件
 - 施工能力評価型は**113件試行**
 - ・I型: 66件
 - ・II型: 47件
- ※地域密着工事型 47件(37%)

1. 【型式別: 試行件数】

		技術提案評価型		施工能力評価型		合計
		S型 (WTO)	S型 (WTO以外)	I型	II型	
標準	標準	5	2	45	21	73
	2段階選抜	5	1	0	0	6
	小計	10	3	45	21	79
地域密着		0	0	21	26	47
合計	合計件数	10	3	66	47	126
	率	8%	2%	52%	37%	100%
		13件 10%		113件 90%		

2. 【工種別: 試行件数】

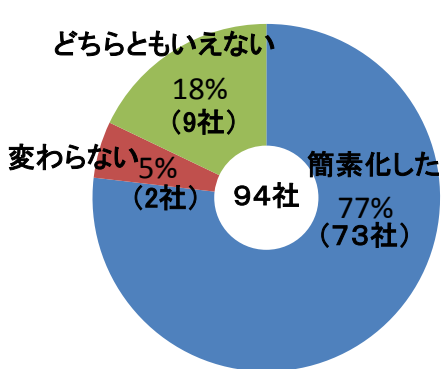
工種	技術提案評価型		施工能力評価型		合計
	S型(WTO)	S型(WTO以外)	I型	II型	
一般土木工事	9	1	34	9	53
アスファルト舗装工事	0	1	3	0	4
鋼橋上部工事	0	0	2	0	2
造園工事	0	0	1	0	1
建築工事	1	1	9	7	18
電気設備工事	0	0	4	0	4
暖冷房衛生設備工事	0	0	4	0	4
PC工事	0	0	0	0	0
法面処理工事	0	0	0	0	0
塗装工事	0	0	0	0	0
維持修繕工事	0	0	4	22	26
河川しゅんせつ工事	0	0	0	1	1
機械設備工事	0	0	3	6	9
通信設備工事	0	0	2	1	3
受変電設備工事	0	0	0	1	1
合計	10	3	66	47	126件
	13件		113件		

13

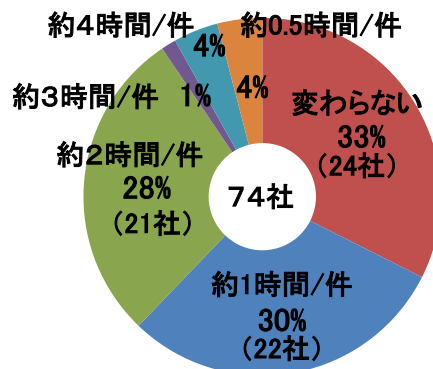
⑨-3 総合評価方式(二極化)の試行【応札者アンケート結果】

- 応札者の77%が「事務手続きが簡素化した」と回答
- 申請書類の作成: 約7割が1～4時間/件あたり短縮
- 施工計画の作成: 約5割が1～4時間/件あたりの短縮と回答 約3割は8時間以上短縮と回答 36時間程度短縮したとの回答もあり、応札者にとっても簡素化に大きな効果が認められた。

1. 事務手続きの簡素化

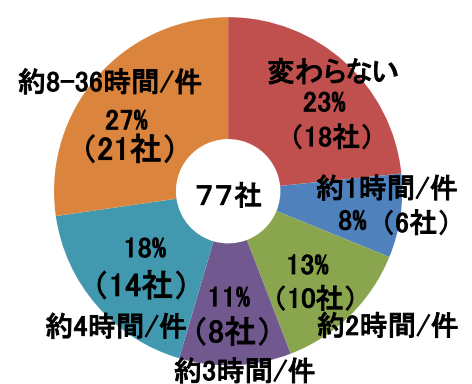


2. 簡素化の内訳 (申請書類類作成時間の短縮)



【未回答除く】

3. 簡素化の内訳 (施工計画作成時間の短縮)



【未回答除く】

■ 良かった意見

・施工計画の評価について、従来の点数評価と違い、可・不可の為、評価結果がわかりやすい。

■ 変わらない、どちらともいえないと回答した人の意見

・施工計画書が無くなると従来の簡易型よりも品質低下が懸念されると思います。

⑨-4 総合評価方式(二極化)の試行【応札者アンケート結果】

■施工計画書について

◆良い点

- ・施工計画書の検討・作成が**大幅に簡素化された**。また、**以前の地域密着型より参加しやすくなった**。
- ・施工計画が無くなった点においては、書類の作成する手間が簡略され、**施工の評点を上げる努力をする余裕が生まれ、品質の向上につながると思われ**ます。
- ・総合評価施工計画書がなくなり、**労力が半減した**。また評価項目の地域精通度と地域貢献度がなくなり、やや**煩雑さも減少**した。

◆改善すべき点

- ・施工計画書の評価点が無くなると施工者の品質向上に対する**意欲低下と従来の簡易型よりも品質低下が懸念**される。
- ・施工計画書の提出により簡素化されたが、**本来省くべき項目ではない**と思う。
- ・**今までは技術提案で挽回できるようにがんばり参加**していたが、今回のような技術提案がない場合は**挽回が難しく入札参加も難しい**。

◆一定企業へ集中懸念(固定化)

- ・**施工計画の評価点が無い為、評価点の逆転がない**ので、応札金額と自社の評価点での勝負になるが、**応札金額は、各社とも調査基準価格に近い金額での応札となり企業の評価点のウエートがさらに大きく、強い企業が、より強くなって行く傾向**が現れる。
- ・**施工能力評価 I 型の工事案件**ですが、同種工事等の実績を多く持ち、かつ配置予定技術者が同種工事の数量等が多く、また工事成績が高い会社が断然有利になると思います。
一部の優良企業の独壇場になると考えます。**他業者が優良評価を得る機会も失われる恐れ**があり得る。

16

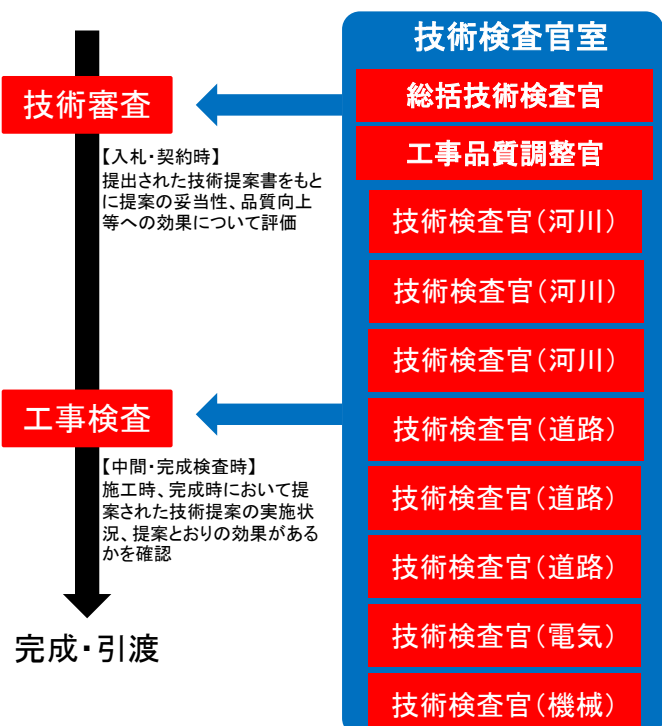
⑩-1 総合評価提案内容に関する工事完成後の効果確認(本官工事)

■技術検査官による一貫した技術審査・工事検査の実施

- ・関東地方整備局では、平成24年度から土木系本官工事について、公共工事の品質確保・向上の観点から技術審査・工事検査を同一組織で一貫して継続的評価を実施する「技術検査室」を設置
- ・平成24年度に施工中の工事から16件を抽出し、5日間に渡り施工中の現地において監理技術者・提案作成者等に入札時の提案内容の実施状況、効果把握を実施
- ・今後、継続的に実施状況を把握し、今後の技術審査にも反映していくこととしている



現場事務所における面談状況



■実施結果

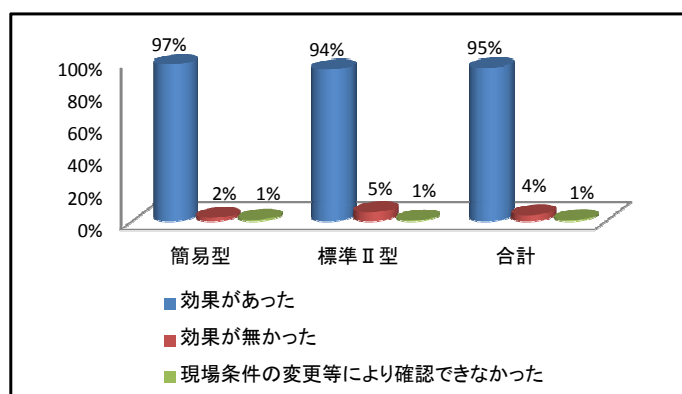
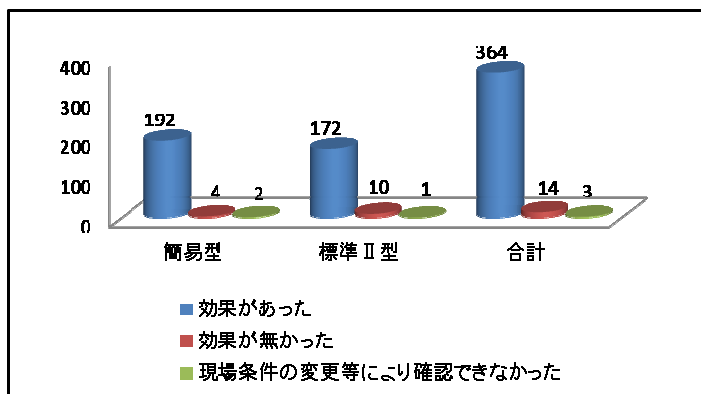
- ・現地検査を行った16箇所では、条件変更等で実施不可能となった案件を除き全て提案どおりに実施されていた。
- ・実施効果については、一部で履行義務だけを果たそうとして、現場の技術者が必要性を感じていない提案や、現場条件から必要無い提案を実施している例があった。

17

⑩-2 総合評価提案内容に関する工事完成後の効果確認(分任官工事)

■分任官工事では、監督職員が工事完成時に提案内容の効果を確認

- ・簡易型での提案項目の実施による効果は、**97%**で「**効果があった**」との回答。一方、**2%**(4件)の現場で「**効果が無かった**」との回答。(H23年度に完成した簡易型301件から55件(18%)を抽出)
- ・標準Ⅱ型での技術提案の実施による効果は、**94%**で「**効果があった**」との回答。反面、**5%**(10件)の現場で「**効果が無かった**」との評価が報告された。(H23年度に完成した標準Ⅱ型139件から44件(32%)を抽出)



■効果確認の概要

- ・技術提案の実施状況については、主任監督員(出張所長、建設監督官等)が現地において確認しており、現場条件等の変更により実施不可となったものを除き全ての提案内容が実施されていた
- ・実施効果については、提案を履行することにより工期遅延の原因となり得る内容であったり、履行後の管理不足により実施効果が低減した事例が見られた。

平成25年度 関東地方整備局における 総合評価落札方式の実施方針

①-1 総合評価落札方式の改善

平成24年2月28日に本省で開催された「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」において、総合評価落札方式改善の方針が下記のように示された

- ①施工能力の評価と技術提案の評価に二極化
- ②施工能力の評価は大幅に簡素化
- ③技術提案の評価は品質の向上が図られることを重視
- ④評価項目は原則、品質確保・品質向上の観点に特化

総合評価落札方式の形式は、施工能力を評価する「**施工能力評価型**」と施工能力に加え、技術提案を求めて評価する「**技術提案評価型**」の二区分とした



平成25年度は、新評価形式の「**施工能力評価型**」、「**技術提案評価型**」について実施する。

20

①-2 実施方針(平成25年度)

平成25年8月より評価形式の二極化に全面的に移行する。(8月以降入札手続きを実施するもの)

- ①評価形式の区分は本省案のとおり(H24. 3「品質確保懇談会」)
- ②評価形式の選定については、本省選定フローを一部見直して実施
- ③各項目の配点は、
 - ・「同種工事の施工実績、工事成績、優良工事表彰、優秀工事技術者表彰」を基本とし設定。優良下請表彰企業の表彰関係、難工事施工実績、資格等は「自由設定項目」で設定。
 - ・段階選抜においては、技術提案評価S型(WTO)を基本とし独自設定。
- ※(優良工事表彰・優秀工事技術者表彰)はWTOは対象外
- ④段階選抜方式は、必要に応じて実施することとし、技術提案評価S、A型で試行
- ⑤加算点の算出方法は、素点計上方式
- ⑥施工能力評価型においては地域密着工事型も独自設定。
- ⑦小委員会・分科会の開催について
 - ・施工能力評価型においては、年度当初に方針・考え方を説明した上で1回目の審議を省略することも可能とし、施工体制の確認、施工計画書の可否については事後報告とする。

※本省から示された、評価項目は原則、品質確保・品質向上の観点に特化することから、難工事実績、難工事功労表彰、手持ち工事量、ボランティア、労働福祉、地産品の評価項目は廃止

※工事成績、工事成績、表彰については、必須項目として設定

※必須項目以外は選択項目として設定し、工事特性等をふまえ選択

※表彰の対象期間は1年間とする

21

② 総合評価落札方式の見直し(二極化)

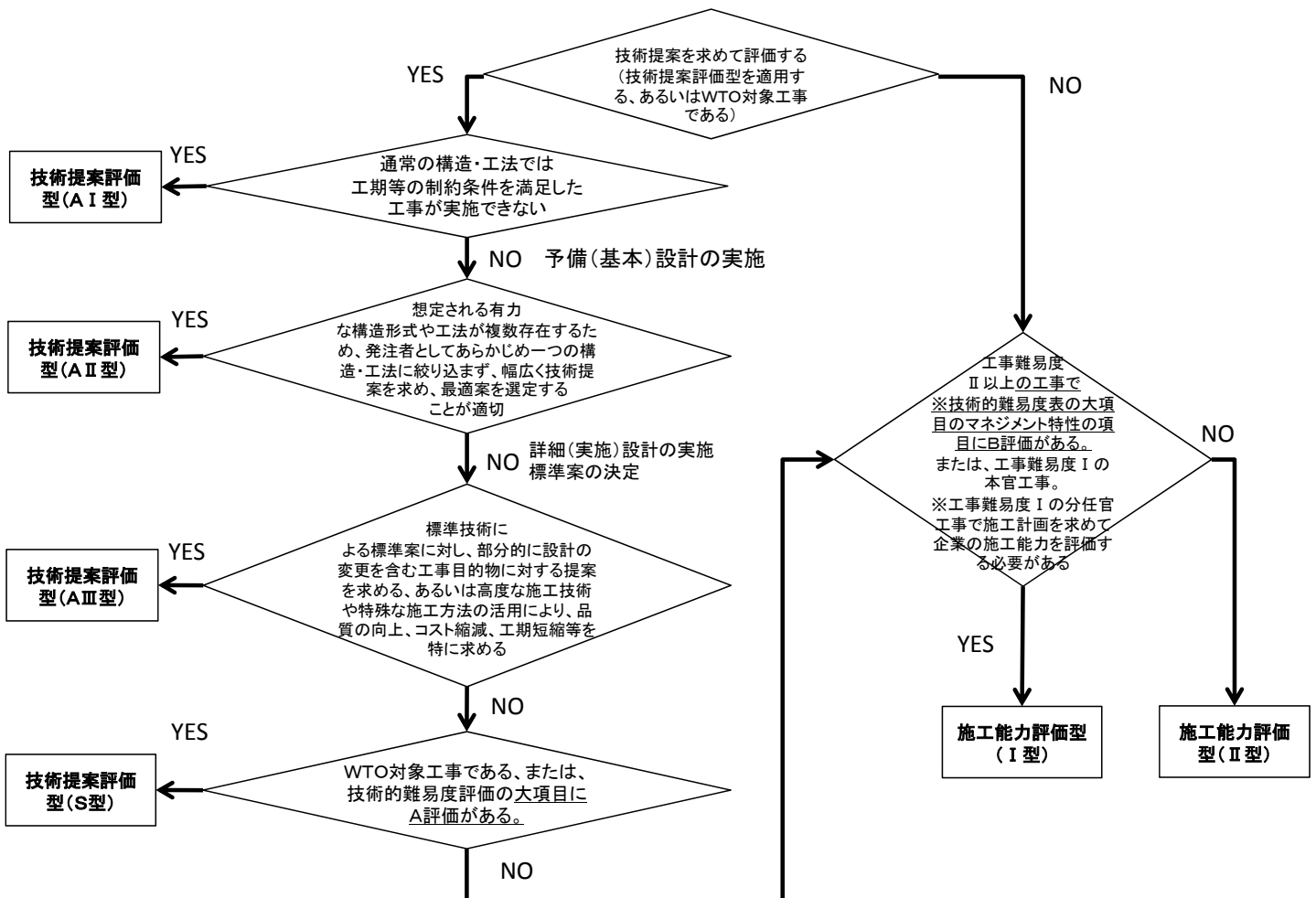
総合評価方式の活用・改善等による
品質確保に関する懇談会資料

現状	簡易型	標準型	高度技術提案型			
	企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認する場合	発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求める場合	高度技術提案型適用対象工事であるが、標準型を適用している工事	<table border="1"> <tr> <td>高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合</td> <td>有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合</td> <td>通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合</td> </tr> </table>	高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合
高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合				
提案内容	確実な施工に資する簡易な施工計画	社会的要請の高い特定の技術的課題に関する施工上の工夫等に係る提案	<table border="1"> <tr> <td>高度な施工技術等に係る提案</td> <td>施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案</td> <td></td> </tr> </table>	高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案					
評価方法		点数化して評価				
ヒアリング		必要に応じ実施				
予定価格		設計図書に定める標準案に基づき予定価格を作成	技術提案に基づき予定価格を作成			
		II型	III型 II型 I型			

見直し案	← 施工能力を評価する		→ 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する			
	施工能力評価型(仮称)		技術提案評価型(仮称)			
提案内容	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等を確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	特に配慮すべき事項への施工上の工夫について提案を求める工事	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
評価方法	実績で評価	可・不可の二段階で評価	特に配慮すべき事項に対する施工上の工夫に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
ヒアリング	実施しない	必要に応じて実施(施工計画の代替も可)		点数化		
段階選抜	実施しない	ヒアリング実施時に必要に応じて実施	WTO対象工事は必須※1、それ以外は必要に応じて実施	必須	必須※2	
予定価格		標準案に基づき作成	標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成		
	II型	I型	S型	AIII型	AII型	AI型

※1) 段階選抜の実施方法が確立するまでは、段階選抜を試行する工事で試行的に実施する
 ※2) 段階選抜は引き続き試行で実施し、将来的に必須とする

③ 総合評価落札方式のタイプ選定フロー



④ 技術評価点の配点方針

■技術評価点の加算点の評価項目は、①技術提案、②企業の能力等、③技術者の能力等とし、加算点合計及びその内訳は、「配点割合」のとおりとする。

■このうち、②企業の能力等と③技術者の能力等の配点は同じとする。

■加算点の算出方法は、各評価項目の評価点(素点)の合計点で技術評価する素点計上方式を採用する。

■地域精進度・貢献度等については、②企業の能力等の中で評価し、配点は10点※を上限とする。

※関東運用(案)では地域密着工事型に適用し必須項目8点を配点

<配点割合> 施工能力評価型

総合評価対象 40(30)		
施工計画※	企業の能力等※ 20(15)	技術者の能力等 20(15)
段階選抜対象 40(30)		

※ 施工計画は、可か不可のみを評価する。
※ 施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。
※ 「地域精進度・貢献度等」の評価は「企業の能力等」の中で必要に応じて設定し、配点は最大10点とする。

技術提案 評価型(S型)

総合評価対象 60(50)		
技術提案※ 30(20/30)	企業の能力等※ 15(10/15)	技術者の能力等 15(10/15)
段階選抜対象 30(20/30)		

※施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。

※「地域精進度・貢献度等」の評価は「企業の能力等」の中で必要に応じて設定し、配点は最大5点とする。

技術提案 評価型(S型) WTO

総合評価対象 60	段階選抜対象 40	
技術提案※ 60	企業の能力等※ 20	技術者の能力等 20

※段階選抜を用いない場合は、技術提案60(50)とする。

※WTO対象の場合、企業の能力等及び技術者の能力等は段階選抜での評価のみに利用し、総合評価では評価しない。

※「地域精進度・貢献度等」の評価は設定しない。

技術提案 評価型(A型)

総合評価対象 70(50)	段階選抜対象 40/60		
技術提案 70(50)	施工計画等※ 20	企業の能力等 20	技術者の能力等 20

※施工計画等は段階選抜で必要に応じて評価

※施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。

⑤-1 二極化 技術評価点の配分表<施工能力評価型>

項目	細目	評価項目例	【標準タイプ】						【地域密着工事型】							
			施工能力評価Ⅰ型			施工能力評価Ⅱ型			施工能力評価Ⅰ型			施工能力評価Ⅱ型				
			満点	評価点	選択	満点	評価点	選択	満点	評価点	選択	満点	評価点	選択		
①技術提案	簡易な施工計画	関係法令や共通仕様書等に準拠した提案である。または、関係法令や共通仕様書等に準拠していない提案である。	可・不可			◎				可・不可			◎			
②企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績 過去15年間の施工実績	20	6	◎	20	6	◎	20	2	○	20	2	○		
		②工事成績 当該工程での過去2年間の工事成績評点の平均点(関東地整発注)	20	6	◎	20	6	◎	20	4	◎	20	4	◎		
		③工事成績(評価減点)(65点未満の場合) 当該工程のみ適用とし、適用期間は通知月から1年間。事故減点は原則適用外	20	0~5	◎	20	0~5	◎	20	0~5	◎	20	0~5	◎		
		④優良工事等表彰(※1) 全ての工程を対象に過去1年間優良工事等の表彰の有無(関東地整発注)	20	4	◎	20	4	◎	20	4	◎	20	4	◎		
	⑤事故及び不誠実な行	20	0~12	◎	20	0~12	◎	20	0~12	◎	20	0~12	◎			
地域精進度 地域貢献度	⑥地域精進度(近隣地域での施工実績) 過去10年間の施工実績								2	◎		2	◎			
	⑦地域精進度(緊急時の施工体制) 施工都県内における本店所在地の有無							2	◎		2	◎				
	⑧地域貢献度(災害協定の有無) ・施工都県内に本店等を有する企業の、資料の提出期限日における施工都県内の行政機関との災害協定の有無 ・災害協定に基づく活動実績の有無							4	◎		4	◎				
	⑨地域貢献度 災害時の基礎的專業継続力の認定の有無							1	○		1	○				
	自由設定項目	⑩自由設定項目(※2)	4	4	○	4	4	○	4	4	○	4	4	○		
③配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	①同種工事の施工実績過去15年間の施工実績	20	7	◎	20	7	◎	20	7	◎	20	7	◎		
		②同種工事の工事成績(資格要件で求めた実績) 過去4年間の施工実績(関東地整発注)	20	7	◎	20	7	◎	20	7	◎	20	7	◎		
		③優秀工事技術者表彰 過去4年間で表彰(関東地整発注)	20	4	◎	20	4	◎	20	4	◎	20	4	◎		
		④自由設定項目(※3)	20	2	○	20	2	○	20	2	○	20	2	○		
合計			40	40		40	40		40	40		40	25			

⑤-2 二極化 技術評価点の配分表 <技術提案評価型>

項目	細目	評価項目例	技術提案評価S型 (WTO以外)			技術提案評価S型 (WTO)			技術提案評価S型 (WTO) ※段階選抜方式		
			満点	評価点	選択	満点	評価点	選択	満点	評価点	選択
①技術提案	施工計画	・工程管理に係わる技術的所見 ・材料の品質管理に係わる技術的所見 ・施工上の課題に対する技術的所見 ・施工上配慮すべき事項 ・安全管理に留意すべき事項 ・上記以外の項目	30 (15×2) 原則1項目 (工事内容により2項目設定)	30 (15)	◎						
			VE提案等の技術提案	総合的なコスト	・ライフサイクルコスト ・その他	60 (30) 原則2項目 (工事内容により1項目設定)	60 (30)	◎ (○)	60 (30) 原則2項目 (工事内容により1項目設定)	60 (30)	◎ (○)
	性能・強度等	性能・機能									
	社会要請	・環境の維持 ・交通の確保 ・特別な安全対策 ・省資源・リサイクル									
	施工計画	個別テーマの施工計画									
	工事全般の施工計画	施工上配慮すべき事項等の技術的所見			◎ (○)		◎ (○)				
ヒアリング	技術者の専門技術力等 ※必要に応じて実施	※		○	※	○					
②企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績 過去15年間の施工実績	15	4	◎	20	10	◎			
		②工事成績 当該工種での過去2年間の工事成績評価の平均点 (関東地整発注)		4	◎		10	◎			
		③工事成績(評価減点)(65点未満の場合)当該工種のみ適用とし、適用期間は通知月から1年間。事故減点は原則適用外		0～-5	◎						
		④優良工事等表彰(※1) 全ての工種を対象に過去1年間優良工事等の表彰の有無(関東地整発注)		3	◎						
		⑤事故及び不誠実な行為		0～-12	◎						
	自由設定項目	⑩自由設定項目(※2)	4	○							
③配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	①同種工事の施工実績 過去15年間の施工実績	15	5	◎	20	8	◎			
		②同種工事の工事成績 (資格要件で求めた実績) 過去4年間の実績(関東地整発注)		5	◎		10	◎			
		③優秀工事技術者表彰 過去4年間で表彰(関東地整発注)		3	◎						
		④自由設定項目(※3)		2	○		2	◎			
		合計			60			60		60	26

⑤-3 技術評価点の配分表 <自由設定項目等について>

企業の技術力

※1 優良工事等(①、②のいずれか及び③に該当があれば1点加算:最大4点まで(S型は3点))

- ①優良工事局長表彰→3点(S型は2点)
- ②優良工事事務所長表彰→1点 (局長表彰と事務所長表彰はいずれか1つ)(局長表彰を優先)
- ③安全管理優良請負者表彰
当該工種(一般土木、AS舗装)における過去1年間での安全管理優良請負者表彰の有無(関東地整発注)→1点

※2 自由設定項目(各項目1点→最大4点まで(地域密着型は2～4点まで))

- ①工事成績優秀企業認定
→一般土木、AS、鋼橋上部、セメコン舗装、PC、法面、しゅんせつ、グラウト、杭打、維持修繕での過去1年間の認定に適用
- ②優良下請表彰企業の活用
→過去1年間に受賞経験のある下請企業の活用の有無
- ③当該工事の関連分野の技術開発実績の有無及び有用な新技術の活用
→技術開発の実績と有用な新技術の活用は、重複して加算しない
- ④情報化施工技術の活用(※土工2,000m³もしくは路盤工2,000m²以上の工事については必須項目)
- ⑤ISO認証取得状況
- ⑥難工事施工実績(当面必須項目とする。)
- ⑦難工事功者労表彰(当面必須項目とする。)
- ⑧その他自由設定項目

技術者の技術力

※3 自由設定項目(各項目1点→最大2点まで)

- ①資格
→資格要件以外の資格を評価
→アスファルト舗装工事の場合、舗装施工管理技術者は選択必須項目
- ②過去の同種工事の施工経験
→過去(※過去15年間)の施工経験
- ③継続教育(CPD)の取組状況
- ④その他自由設定項目

⑥-1 同種工事施工実績の評価基準について

【目的】

施工能力評価型及び技術提案評価型において、企業の技術力及び配置予定者の技術力について、資格要件で求め提出された施工実績が対象工事の設計内容(数量・構造等)と比較し、同種性がより高い場合は優位に評価するものとする。

項目	細目	評価項目例	評価項目区分(評価基準)	配点		
				施工能力評価型		技術提案評価 S型(WTO以外)
				I型	II型	
企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績 過去15年間の施工実績 資格要件で求めた実績要件の同種性に加え、構造形式、施工方法、設計条件等について更なる同種性を評価する ()内は評価基準を2段階とした場合	より高い同種性が認められる	6(6)	6(6)	4(4)
			高い同種性が認められる	3	3	2
			同種性が認められる	0(0)	0(0)	0(0)
配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の技術力	①同種工事の施工実績 過去15年間の施工実績 資格要件で求めた実績要件の同種性に加え、構造形式、施工方法、設計条件等について更なる同種性を評価する ()内は評価基準を2段階とした場合	より高い同種性が認められる	7(7)	7(7)	5(5)
			高い同種性が認められる	4	4	3
			同種性が認められる	0(0)	0(0)	0(0)

28

⑥-2 同種工事施工実績の評価基準(同種性の適用について)

【同種性の適用】

評価基準は①「より高い同種性」②「高い同種性」③「同種性が認められる」の3段階を基本とし、同種性は当該工事で求める主たる工事内容をもとに同種要件を「施工数量」、「設計規模」、「構造型式」のいずれかで評価することを基本とする。

なお、「施工数量」、「設計規模」で同種性を評価する場合の判断基準は、①「より高い同種性」は当該工事で求める工事内容の設計値以上とし、②「高い同種性」は①で求める設計値×0.7以上とするものとし、それ以外は③「同種性が認められる」として判断し運用する。

ただし、工事内容から上記により難しい場合は評価基準を①「より高い同種性」②「同種性が認められる」の2段階や、同種性を「施工数量」、「設計規模」、「構造型式」の組み合わせにて評価することも可能とする。

「企業の技術力」と「配置予定技術者の能力」の同種性の判断基準は同じもので運用する。

【事例1: 盛土工事の場合(盛土量20,000m³、掘削土(河川内)10,000m³)】

<資格要件> (ア) 河川堤防の築堤工事(維持的工事は除く)であること
(イ) 河川の掘削又は床堀の河川工事(維持的工事は除く)であること。

<評価項目区分> 同種要件: 施工数量で求める場合

- ①より高い同種性 : 盛土量が20,000m³以上の実績
- ②高い同種性 : 盛土量が14,000m³以上の実績
- ③同種性が認められる : 上記①②以外の場合

※施工数量により同種性を判断する場合、設計値(設計数量)が小規模で評価基準が適当でないと考えられる場合は同種要件を組み合わせることで評価基準を区分できる。

【事例2: 低水護岸工事の場合(法長10m、コンクリートブロック張工2,000m²、根固ブロック製作・設置3t/個500個)】

<資格要件> (ア) 河川における連節ブロック張、コンクリートブロック張又はコンクリートブロック積のいずれかによる護岸工事であること。
(イ) 仮締め切りを伴う河川工事であること。

<評価項目区分> 同種要件: 施工数量+設計規模で求める場合

- ①より高い同種性 : コンクリートブロック張工2,000m²以上及び値固ブロック製作・設置3t/個の実績
- ②高い同種性 : コンクリートブロック張工2,000m²以上及び値固ブロック製作・設置2t/個の実績
- ③同種性が認められる : 上記①②以外の場合

※施工数量により同種性を判断する場合、同種要件を組み合わせることで評価基準を区分できる。

29

⑦ 施工能力評価 I 型における「施工計画」の評価について

施工能力評価型の施工計画については、「**施工方法が適切かどうか審査**」を行うものとする。
 なお、技術提案評価型S型(WTO以外)は標準II型の技術提案(施工計画)を踏襲する。

別記様式一 (施工能力評価I型用) (用紙A4)

記載例

施 工 計 画 書

(工事名: H○○ ○○工)

平成 年 月 日
 会社名: ○○○○建設(株)

課 題

発注者が課題を指定

1) 着目点と着目理由

【着目点】: ○○工における△△管理方法について
【着目理由】: ○○工については、××であることから▼▼の確保が重要であり、△△管理基準に基づいた■管理が必要であるため。

2) 着目点に対応した
 施工計画

■管理においては、共通仕様書(○○工)に基づき施工を行い、△△基準により管理基準が◇◇と定められていることから、管理値を満足するように■管理を行う。

1. 概要

設計図書に示す仕様どおりの施工を行ううえで、示された課題に対して着目点を記載し、その**施工方法が適切かどうかを審査**。
 (設計図書に示す仕様を超えるような**提案を求めるものではない**)
 ※資料は説明図や表を含めることが出来るが**A4版1頁以内**とする。

2. 記載方法

- ・着目点を1項目上げ、その理由を記載
- ・着目点を2項目以上記載した場合は、**2項目以降を審査対象外**
- ・着目点に対応した施工計画書を**1項目記載**する
- ・施工計画書を2項目以上記載した場合は、**2項目目以降を審査対象外**
- ・記載にあたっては、工事の特性及び現場条件等を考慮のうえ、設計図書に示す仕様を満足する**施工方法を具体的に記載**する
- ・記載した施工計画書は、契約後に監督職員に提出する「施工計画書」土木工事共通仕様書(案)で示す、「(8)施工管理計画」に**反映できる内容**とする

3. 評価判断の考え方【不可(欠格)】

- 着目点に対応した施工方法の記載内容が、以下に示す内容である場合は不可(欠格)とする
- ①本工事の内容と無関係である場合
 - ②関係法令に違反する場合
 - ③基準や指針と不整合な記載である場合
 - ④施工に対する安全性の配慮に欠けるもの
 - ⑤その他、適正な履行がなされない恐れがある場合

30

⑧-1 評価型式の新たな試行

課 題	目 的	試 行 内 容
総合評価の二極化における、 落札者固定化の対応	整備局発注工事の受注機会の少ない企業で、工事成績評定点を蓄積できない企業であっても、技術力のある企業であれば受注機会を確保できる環境を造る。	新規参入企業の受注機会を促進する観点から、都県・政令市の工事成績評定点等を評価する 試行 を行う(数件)
総合評価の二極化における、 新規参入企業の促進対策	工事成績や表彰等の実績が少ない企業であっても、技術力のある企業であれば新規参入できる環境を造る。	企業の技術力及び配置予定技術者の表彰、成績等は評価対象とせず、簡易型に準じて、工事の確実な施工に資する施工計画を評価することとし、簡易な施工計画「施工上配慮すべき事項」が適切であるものに優劣をつけ、評価する 試行 (チャレンジ型)を行う。(数件)
若手技術者の育成対策	総合評価の二極化導入に伴い、配置予定技術者の実績、成績、表彰の評価ウエイトが高くなり、ベテラン技術者を配置する機会が増加する傾向であっても、若手技術者の育成の観点から、若手技術者の参入を促進する環境を造る。	若手技術者の育成の観点から、役職を問わず現場経験があれば主任(監理)技術者として配置できる現方式を今後も 継続 する。(資格の取得は必須) また、若手技術者を現場代理人又は担当技術者として配置した場合に加点評価する 試行 (ターゲット方式)を行う。(数件)

31

⑧-4 評価型式の新たな試行【若手技術者の育成】

若手技術者を配置する試行(若手ターゲット方式)

- ①建設投資の減少に伴う受注競争の激化
 - ②若年入職者の減少 → 世代交代による技術継承の危機
- 課題: 優秀な技術者の確保・育成が課題

【試行概要】

○総合評価による若手技術者の評価

若手技術者(40歳以下)を現場代理人又は担当技術者として配置した場合に加点評価する。※但し、担当技術者は主要工種の施工期間中は専任することが前提。

H25年度の二極化本格運用開始後、
数件の工事で試行を実施

32

⑧-2 評価型式の新たな試行【落札者固定化の対策】

二極化移行に伴う課題

- 総合評価の二極化に伴い、今後は直轄の施工実績、成績、表彰等に優れた企業が優位に評価され、過去に直轄の実績が少ない企業においては受注機会が減少する傾向。
- 業界団体等からは、受注企業の固定化を懸念する意見がある。

整備局発注工事の受注機会の少ない企業でも、技術力のある企業であれば受注機会が確保される環境を造る。

【試行概要】

○国が発注する公共工事の受注機会が少なくなることの対応として、都県・政令指定都市の工事成績、表彰も評価対象とする総合評価方式を試行。(H24年度一部試行)

【試行内容】

- 工事成績を当該施工都県、政令市の工事成績も評価対象とする。
- 企業表彰、技術者表彰を当該施工都県、政令市の表彰も評価対象とする。

H25年度の二極化本格運用開始後、
数件の工事で試行を実施

33

⑧-3 評価型式の新たな試行【技術提案チャレンジ型】

二極化移行に伴う課題

○新規参入が難しい、工事成績や表彰等の過去の実績の少ない企業も含め、技術力のある企業が競争参加(チャレンジ)し、受注機会を確保できる環境を造る。

【概要】

- 工事規模：施工能力評価型(3億円以下) ○評価点：20点満点(3段階評価)
- 評価項目：技術提案(簡易な施工計画) (20点・10点・0点) ※企業及び配置予定技術者の技術力ではなく、技術提案のみで評価。
・施工上配慮すべき事項が適切であるものに優劣をつけ評価する。
- 評価方法：提案項目を3項目とし、評価項目に対する配慮すべき事項等が適切かつ具体的かどうか評価する。
※従来の簡易型を簡素化。

項目	細目	評価項目例	技術提案チャレンジ型		
			満点	評価点	選択
①技術提案	簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項	20		◎
②企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績 過去15年間の施工実績			
		②工事成績 当該工種での過去2年間の工事成績評点の平均点(関東地整発注)			
		③工事成績(評価減点)(65点未満の場合)当該工種のみ適用とし、適用期間は通知月から1年間。 事故減点は原則適用外			
		④優良工事等表彰 全ての工種を対象に過去1年間優良工事等の表彰の有無(関東地整発注)			
		⑤事故及び不誠実な行			
	自由設定項目	⑩自由設定項目(※1)			
③配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	①同種工事の施工実績過去15年間の施工実績			
		②同種工事の工事成績(資格要件で求めた実績) 過去4年間の施工実績(関東地整発注)			
		③優秀工事技術者表彰 過去4年間で表彰(関東地整発注)			
		④自由設定項目(※2)			
合計			20		

ご静聴ありがとうございました。